

NEXUS

2020
No.705

9

「NEXUS (ネクサス)」とは、ラテン語で“結びつける”という意味で、会員組合はもとより、中小企業の方々、関係機関等との結びつきを緊密にしなが、ご活用頂ける情報誌をめざします。



CONTENTS

- 01 ●Opinion
東北経済産業局
局長 渡邊 政嘉 様
- 02~13 ●主要記事
- 02~05 中央会 令和2年度 第3回理事会を開催
～国・県への要望事項等を審議～
- 06 第24次グループ補助金 採択結果公表される
- 07 平成29年度補正「ものづくり補助金」採択企業の取組事例
- 08 必ずチェックしましょう! 岩手県の最低賃金が改定されます(岩手労働局)
令和2年度地域別最低賃金 47都道府県の改定状況
- 09 岩手県 - にぎわい創出サポートサービス「ビジサボ岩手」のご紹介
～もしサボ岩手でお店のクーポン配信をお手伝い～
- 10~11 BCP(事業継続計画)の策定状況と取組事例
- 12 中小企業組合検定試験のお知らせ
- 13 全国組合取組事例「熊本青果食品商業協同組合」
- 14~15 ●岩手県内中小企業概況(7月)
- 16 ●中央会Information
新春中央会組合トップセミナーのご案内
感染症対策BCPセミナーのご案内

岩手県中小企業団体中央会

<http://www.ginga.or.jp/>

「就任のご挨拶」

東北経済産業局長 渡邊 政嘉



令和2年7月の人事異動で東北経済産業局長に着任いたしました。

平成15年から2年間、当局の総務課長として勤務しており、妻も東北出身ということもあり、東北は第二のふるさとと思っております。

前職では中小企業庁経営支援部長として、新型コロナウイルスの事業者向け支援策の企画・策定の陣頭指揮を執っておりました。新型コロナウイルスは人々の生命や生活、経済活動に大きな脅威をもたらし、今までの社会の在り方や個人の価値観を変えるほど大きな影響を与えています。

経済産業省では、実質無利子融資や持続化給付金、家賃支援給付金など今までにない支援策を創設しており、当該支援策をご活用頂くことで事業を継続頂き、その上でwith コロナや新しい生活様式など新たな環境の中でビジネスチャンスを掴んでいく、ピンチをチャンスに変えるための取組をしっかりと応援していかなければならないと考えております。

東北経済産業局では、昨年中期政策（2019年度～2021年度）を策定し、「東日本大震災からの創造的復興」、「東北地域を牽引する企業・産業の持続的発展」、「魅力ある地域づくりと世界に向けた地域のブランド化」など、5つの重点分野を柱に取り組んでいるところです。特に東日本大震災から来年で10年を迎え、復興創生期間後を見据えた復興の総仕上げの段階にきており、単に復旧するだけではなく、新しい価値を生み出し次への飛躍に繋げていくことが重要と認識しております。

さらに、自動車産業、医療機器産業、半導体・デバイス産業など東北地域を牽引する企業・産業への支援、農林水産物や伝統工芸品など、地域の資源を活用し新しいものと古いものを融合させながら、新たなチャレンジを行うなど、多様性を伴う取組が東北の強みになると思っております。また、中小・小規模事業者の経営力向上に向けたきめ細やかな対応も地域の関係機関の皆様とともに力を合わせて進めて参ります。さらに、エネルギーの安定供給、資源循環型社会実現に向けては、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの利活用の推進、電力・ガス・燃料等重要インフラの強靱化などが特に重要と考えております。

近年、地震や台風被害など自然災害が頻発しており、新型コロナウイルスにより二重、三重の被害に遭われている方々に、どうしたらお役に立てるのかを常に考えつつ、現場に赴き、現場の視点や声を大切に「現場主義」に基づき課題を解決すべく努力して参りたいと思っております。

引き続き、経済産業施策について、皆様方のご理解、ご協力を宜しくお願いいたします。

中央会 令和2年度 第3回理事会を開催 ～国・県への要望事項等を審議～

8月21日（金）、盛岡市内のホテルにおいて第3回理事会を開催した。今回の理事会では、9月29日開催の第45回中小企業団体岩手県大会の開催要綱、国・県に対する中小企業振興に関する要望案および特退共事業の決算及び事業計画等を審議決定した。中小企業振興に関する要望案は、6～7月に書面により意見聴取した内容に基づき取りまとめたものである。要望事項は、9月の県大会で決議後、県選出国會議員及び岩手県知事等に対し陳情を行う予定である。以下に要望文を掲載する（一部紙面の都合上、要約箇所あり）。



会の冒頭挨拶を行う小山田会長

【国に対する事項】

1. 新型コロナウイルス感染症関係

（1）資金繰り支援・補助金等

- ① 新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）の影響による経済活動の縮小や移動の自粛等により特に大きな影響を被っている飲食店、旅館・ホテル、旅行代理店のほか、鉄道・バス・タクシーなどの地域公共交通機関等も含めた幅広い業種に対し、需要の回復に至るまで必要な支援策を講じること。
- ② これまでの大規模自然災害で被災した中小企業・小規模事業者がコロナの影響を受けた場合の多重債務問題を軽減する対策を講じること。
- ③ 各種支援施策の利用に当たっては、対象要件を最大限緩和するとともに、申請手続き等の大幅な簡素化、審査・採択・支給の迅速化を図ること。
- ④ 融資制度について、据置及び返済期間を長期間に設定するとともに、業績回復状況に応じた返済計画の途中変更等に柔軟に対応すること。
- ⑤ 持続化給付金については、事態の長期化や深刻化に応じて追加の給付も検討すること。
- ⑥ 自粛・休業要請への事業者の協力に対する補償に自治体間で不均衡が生じていることから、全国均一とすること。
- ⑦ コロナ等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（施行：令和2年4月30日）第3条に基づく納税期限の1年間猶予の特例については、経営への影響の長期化等を考慮し、更なる猶予期限の延長等柔軟な対応を図ること。

（2）雇用・労働

- ① 失業手当の上限額を、雇用調整助成金の上限額と合わせて更に引き上げること。
- ② 雇用調整助成金の適用期間は、休業等の初日が令和

2年1月24日から9月30日までの場合とされているが、感染症収束後の景気状況が十分に持ち直すまで適用期間を伸長すること。

- ③ 働き方改革に関して、中小企業・小規模事業者の「同一労働・同一賃金」制度の施行については、コロナによる先行き不安等により未だ対応の目途が立たない事業者が多いことから、施行の延期を含めた対応策を検討すること。

（3）事業環境の整備

- ① 官公需について、中小企業庁からの要請（3月3日付け）に基づく柔軟な納期・工期の設定・変更及び迅速な支払いや、材料費等の実勢価格による積算に基づく適切な予定価格の見直し等を行うとともに、収束局面においては、積極的な官公需の前倒し発注による支援を講じること。
- ② 売上減少に直面する事業者の事業継続を支援すべく、テナント賃料や公共料金の支払いが困難となった事業者を支援する家賃支援給付金について、令和2年5月以降の売上減少を基準とする現行対象要件の見直しを図ること。
- ③ 急激な売上減少に直面している事業者の中には、経営者の高齢化や後継者不在、多重債務等の理由により、やむなく事業継続を断念して廃業するケースあるいは民事再生に至るケースが増えることが想定されることから、円滑な廃業や事業再建に向けた事業譲渡の検討、金融機関との調整、取引先との関係整理のほか、再チャレンジや新たな挑戦を後押しするための支援策が遅滞なく行き渡るよう万全を期すこと。
- ④ 新しい生活様式の導入に伴い、自粛解除の段階に応じて事業・イベント等を再開する際の指針とされる業種別ガイドラインについて、収容人数の減少等により十分な収益を確保できない事業者に対する新たな支援



策を講じること。

- ⑤ 生活者を支える小売・サービス・物流等をはじめ、衛生管理が必要となる店舗・事業所におけるマスク・消毒液等衛生用品の安定的な供給を図ること。

(4) 中小企業組合対策

- ① 組合員企業存続のため、組合が主体となって策定した「連携事業継続力強化計画」認定に基づく施設・設備等の設置に際し、現行の税制優遇や金融支援、補助金の加算などに加えて、新たな補助制度を創設すること。
- ② 中小企業組合の通常総会開催について、有事において開催が困難となるケースもあることから、法定手続きの大幅な簡素化など状況に応じた柔軟な特例措置を講じること。
- ③ 外国人技能実習生の受入れについて、新規受け入れが停滞していることから、現在受入れ中の実習生の期間延長や、2号研修生の3年実習期間経過後の一時帰国要件の除外など、制度の柔軟な運用を図ること。

(5) 収束後の反転攻勢に向けた対策

- ① 「Go To キャンペーン」が展開中であるが、地域の観光施策等と十分な連携を図り、特定の地域にその効果が偏ることがないように対応すること。
- ② インバウンドについて、収束局面における地域間競争に打ち勝つため、東北全体あるいは北東北で連携する支援体制の強化を図るなど観光促進・需要喚起策を講じること。
- ③ 現金給付よりも強い消費刺激作用があり、短期間で小規模事業者をはじめ地域経済への波及効果が期待できるプレミアム付き商品券・地域商品券の発行のための対策を講じること。

2. 復興支援関係

(1) 復興財源確保と予算措置

東日本大震災から9年が経過し、10年間と定められている復興期間の最終年度を迎えた。まだ復興途上にある被災地の被災状況、復興状況は各地域により異なることから、多様化、複雑化する課題へ対応するため、柔軟な復興支援策を講じることが必要である。また、平成28年台風第10号並びに令和元年台風第19号は、復興が進みつつあった岩手県北部の沿岸地域等に甚大な被害をもたらしたことから、震災復興に向けた取組と並行して台風災害からの復旧事業も進めていく必要がある。本県は財政的に脆弱な地域であり、早期に復興を推進するためには引き続き国の強力な支援が不可欠である。被災地の復興段階や経済社会環境の変化に応じた復興支援ニーズに柔軟かつ迅速に対応するとともに、復興・創生期間後も被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで復興庁による支援の継続や復興後の経済発展を見据えた必

要な予算を確実に措置すること。

(2) 復興工事予定価格（発注額）の引き上げ

被災地では、依然として資材価格の高騰、技術者・熟練工等の人材不足等による人件費の値上がりが続いていることから、復興工事の予定価格については、実勢価格に見合った積算単価の迅速な変更等、柔軟な対応により発注額の更なる見直しを図ること。

(3) 被災中小企業への支援

- ① 被災地では、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）の活用により、本設移行が本格化してきているが、資材価格、人件費の高騰が続いており、今後も高騰が予想されることから、認定時点と契約締結時点での物価上昇分を補填する「交付決定額の増額変更措置」制度についても継続すること。
- ② グループ補助金における自己負担分（4分の1）の借入金返済に当たっては、被災地及び当該企業の状況に配慮し、債務返済計画に柔軟に対応するよう金融支援を強化すること。
- ③ 認定グループ企業の大半が、販売取引先の減少や風評被害等により、震災前の売上に戻らず苦慮していることから、認定グループ及び事業者が取り組む新商品開発や販路開拓、販売促進等への新たな補助制度の創設等支援を強化すること。

3. 地方創生関係

(1) 地方創生交付金の要件緩和及び拡充

地方創生交付金は、地域経済を支える基盤づくりや地方へ人を呼び込む魅力づくり、少子高齢化対策や女性活躍等、地域の実情に合った施策を実施することができ、経済対策としての効果も期待できることから、「地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）」の要件緩和や対象の拡大を図るとともに、次年度以降も十分な予算を確保すること。

(2) 公共事業費の確保及び発注の平準化

- ① 国土強靱化基本計画等に基づき、防災・減災対策等の社会資本整備を計画的に推進するとともに、老朽化した公共施設を適切に管理するためにも、その担い手たる地方の中小企業が必要な労働力を確保し継続して操業できるよう、実勢価格を十分に反映した必要な公共事業費を安定的、継続的に確保すること。
- ② 公共事業の円滑な推進に当たっては、国・県・市町村における発注時期の平準化を図るため、今後ともゼロ国債の活用等を含めた的確な方策を講じること。

(3) 「小規模企業振興基本法」による中小企業組合等の支援強化

小規模企業振興基本法に基づく「小規模企業振興基本計画（第Ⅱ期）」には、「地域の小規模企業にとって、個々



の企業では解決が困難な課題への対応として、連携組織を活用していくことが有効であるため、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会等は、共同で取り組む販路開拓や事業開発、人材育成、さらには地域の課題解決に資する取組に対し積極的に支援することで、組合員である小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むことが求められる。」とされている。したがって、地域経済を支える小規模事業者等による多様なサービスの構築・提供、雇用維持・創出、人材の確保・育成、地域コミュニティの維持・形成、消費喚起等の多様な共同事業に対する施策とともに、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会のこれら支援事業等に対する予算措置の拡充を図ること。

（４）「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」による生産性向上支援

国の成長戦略を地方において実現するためには、中小企業・小規模事業者の生産性の向上及び競争力の強化が必要であることから、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」について、中小企業等の生産性向上への取組を支援する設備投資等への補助率・補助上限の引上げ、店舗改装費等補助対象経費の更なる拡充のほか、十分な公募期間と事業実施期間を設定すること。また過年度実施してきた補助事業者が、ものづくり補助金事業を活用し、試作開発、設備投資を行った成果品の販路開拓、販売促進を図るためフォローアップ事業に対する支援を拡充すること。

（５）中小企業の経営力強化対策の拡充

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（中小企業等経営強化法）の運用に当たっては、中小企業の本業の業績向上と事業の継続・承継の円滑化を図る総合的かつ具体的な支援措置を講じるほか、事業分野別指針の策定業種を大幅に拡大すること。また、普及啓発、人材育成等を担う「事業分野別経営力向上推進機関」の運営体制の整備を図るとともに、多くの業種を抱える中小企業団体中央会が「事業分野別経営力向上推進機関」と一体で、事業分野別にきめ細かく生産性の向上、事業承継等の支援を果たせるよう、所要の予算を措置すること。

（６）地域中小企業の人材確保・育成に対する支援

①働き方改革推進のための対策の強化、②中長期的な雇用就業環境の変化への対策、③産業復興を加速するための人手不足対策、④後継者育成支援の拡充、⑤ハローワークにおける求人公開日の早期化、⑥外国人労働者受入に関する規制緩和等、までの6項目。

（７）中小商業の活性化支援の継続・拡充等

① 地域商店街並びに中小小売・サービス業は、大型商業施設の進出、インターネット販売などによる購買機会の多様化、人口減少を背景とした社会経済構造の変

化により一層厳しい経営環境に置かれている。（中略）商業関連補助施策について以下のとおり措置すること。ア．申請・精算・報告事務等の簡素化を図ること イ．対象経費の拡充（店舗設計費や施工試験費等）を図ること ウ．事業実施期間の複数年度化を図ること エ．老朽化したアーケード・街路灯・カラー舗装・消防設備・発電機等の共同施設等を適切に維持・管理できるように、修繕・更新等を行う際の新たな支援策を創設すること。

② 商店街や共同店舗が持つ地域コミュニティの担い手としての機能をより強化し、恒常的な集客力向上を図るため、イベント等の事業を積極的に実施している意欲ある事業者の取組を支援する新たな補助制度を創設するほか、IT・AI・IoT等の導入・活用に向けた支援の充実を図ること。

（８）観光立国実現と東北へのインバウンド拡充等に向けた支援

①東北あるいは北東北への誘客プロモーション、世界遺産等の観光資源と既存の観光素材を活かした広域的な観光戦略の構築支援、②現行の諸規制・制度の見直し、幅広い人材育成に必要な支援策、③民泊の無許可営業や違法行為の取り締まりの徹底、までの3項目。

4. 国際リニアコライダー（ILC）の誘致の早期決定

国際リニアコライダーは、国が標榜する科学技術創造立国の実現や、高度な技術力に基づくモノづくり産業の競争力強化等を促し、東北のみならず国全体の産業振興、雇用創出等に絶大な効果をもたらす極めて重要なプロジェクトであり、次代を担う成長産業を実現するものとなる。本年6月発表の次期欧州素粒子物理戦略においてもILCの位置付けが戦略に適合すること等が明記され、日本の誘致に大きな期待感が示されていることから、米国・欧州等の海外関係国との経費分担、研究分担、建設設計等の国際調整、国際協力を進め、早期に日本誘致を正式に決定すること。

5. 消費税率引き上げに伴う対策の強化

①増税後の需要の反動減に対する平準化対策等、②軽減税率の速やかな撤回、③適格請求書等保存方式（インボイス方式）の導入反対、までの3項目。

6. 原子力発電所事故に伴う輸入・取引規制への対応

①すべての被害事業者が賠償対象となる措置の継続、②日本産食品への輸入規制の緩和・全廃、③風評被害払拭のための安全性周知の徹底、④放射能検出による出荷規制区域について合併前市町村の区域等、細かい区域の設定についての配慮、までの4項目。

7. 中小企業に配慮した労働・社会保障制度等

（１）中小企業の実情を踏まえた最低賃金の設定

中央最低賃金審議会における最低賃金の目安額は、地



方中小企業の経営実態に基づいて慎重に検討すること。また、地域別最低賃金が全国的に整備・適用されている今日では、これに屋上屋を架する特定（産業別）最低賃金は早期に廃止すること。

（2）短時間労働者への厚生年金適用拡大の見直し等

短時間労働者への厚生年金の適用基準の更なる拡大は、パート労働者を多く雇用している中小企業の雇用コストに大きな負担を強いることから、適用範囲の見直しには慎重を期すこと。また、加入の選択制を取り入れるなど、柔軟な対応を図ること。

（3）運輸業者の労働環境改善に向けた整備等

長距離輸送を行う事業者が、改善基準告示等の法令遵守及びドライバーの労働環境改善を図るためには、大型車に対応した駐車スペースが必要不可欠であることから、高速道路のSA・PAや道の駅などにおける駐車スペースの整備・拡充を図ること。

（4）共済事業における組合員とみなす範囲の拡大

中小企業に携わるすべての者が共済制度を直接利用できる環境を整えるため、共済協同組合の組合員企業に所属する役員及び使用人を組合員と同等とみなすことができるよう、中小企業等協同組合法を改正すること。

8. 事業承継の円滑化に向けた支援の強化

地域経済・地域社会において重要な役割を果たしている中小企業・小規模事業者のなかには、後継者確保が困難なことから事業承継を行えず、経営資源の喪失につながる廃業を選ばざるを得ない事態の発生が懸念されている。また、親族内継承の割合が減少するなか、従業員や社外の第三者等への親族外継承は、今後増加が見込まれている。事業引継ぎに当たっては、承継計画の作成等に高い専門性を要するとともに、複数年度にわたりきめ細やかな支援が求められることから、更なる支援の充実を図ること。

9. 不正取引の排除

中小企業は、親事業者からの一方的な納期の短縮やコスト削減要求等の「優越的地位の濫用」と見受けられる取引を強いられる場合がある。よって、独占禁止法を厳正に適用するなど不正な取引に対し迅速かつ実効性のある対処を行うとともに、下請法の周知徹底や下請ガイドラインの普及啓発を強力に推進すること。

10. 官公需対策の強化

- ① 国及び地方公共団体は、少額随意契約等の制度を積極的に活用するなど、地元の官公需適格組合や中小企業者への発注の増大に努めること。また、少額随意契約の適用限度額については、中小企業の受注機会・受注額の増大を図るため、原材料費や人件費等の上昇及び消費税等を勘案の上、大幅に引き上げを図ること。
- ② 設計労務単価の設定については、国土交通省や農林

水産省並びに厚生労働省により異なる調査や額の決定方法を統一するよう見直すとともに、働き方改革推進の観点から、設計労務単価の設定に際しては、週休二日制の実施に伴う必要経費（現場事務所等の土地代、施設等のリース代等の共通仮設費、現場技術者の給与等を含む現場管理費等）を適切に計上すること。

- ③ 国等の発注については、採算性を度外視した低価格入札が行われないよう、入札予定価格の事前公表は引き続き行わないとともに、低入札価格調査制度によらず、最低制限価格を下回った場合は入札失格として、最低制限価格制度の導入を一層図ること。
- ④ 分離・分割発注における専門工事業者への発注については、当該工事に係る厚生労働省で定める技能士資格者又は建設業法施行規則で定める登録基幹技能者を常時雇用していることを発注条件とするよう制度の見直しを図ること。また、国の認定を受けた工場を有する専門工事業者については、工事の一次業者として指定発注あるいは認定工場を有することを発注条件とするよう制度の見直しを図ること。

11. 中小企業税制関連

（1）法人税実効税率引き下げに伴う税制見直し等

①外形標準課税の適用拡大反対、②欠損金繰越控除の制限反対、③租税特別措置の見直し反対、④中小企業軽減税率見直し反対、⑤定額法への統一反対、⑥受取配当等の益金不算入見直し反対、⑦留保金課税の中小企業への適用反対、までの7項目。

（2）中小企業関係税制の改正

①中小法人の定義の見直し、②法人税率の引き下げ、③申告・納税期限の延長、④商品券等の未引換収益計上、⑤多重課税の排除、⑥事業承継税制の見直し、⑦寄付金及び交際費の損金算入制度の見直し、⑧地球温暖化対策税、⑨復興特別区域法に基づく税制優遇措置の延長、⑩実効ある固定資産税の軽減措置、⑪関税制度の見直し、⑫軽油引取税免除措置の恒久化、⑬少額減価償却資産課税の恒久化等、までの13項目。

【県に対する事項】

重点要望事項として、**1. 新型コロナウイルス感染症関係、2. 復興支援関係、3. 地方創生、産業振興関係**、までの3項目。

一般要望事項として、**1. 復興支援関係、2. 地方創生、産業振興関係**、までの2項目。

なお、県独自の要望項目として次の2項目がある。

- ・被災事業者の新商品開発等への支援
- ・交流人口拡大に向けた新たな取組み



第 24 次グループ補助金 採択結果公表される

岩手県では、東日本大震災により被災された本県中小企業者等の施設・設備の復旧並びに商業機能の復旧促進及び賑わいの創出を支援するため、「岩手県中小企業等復旧・復興支援補助事業（以下、「グループ補助金」という。）」を実施しており、その補助金の交付申請に必要となる「復興事業計画」の認定について、第 24 次公募の採択結果が公表された。

グループ補助金は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、県が認定した中小企業等グループの復興事業計画 について、国及び県が支援することにより、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等を図り、県内産業の復旧及び復興を促進することを目的とするもの。岩手県では、補助金申請に必要となる中小企業等グループによる「復興事業計画」の認定について第 24 次公募（公募期間：令和 2 年 4 月 23 日から 6 月 12 日）を行っており、この度、県の計画審査を踏まえた国による採択結果が 8 月 28 日に公表された。

本会では、震災からの確実な復興・再建に向けて、岩手県経営支援課と連携・協調を図りながら、沿岸各地において震災対応移動中央会を開催し、グループ補助金の制度説明、申請希望者の個別相談等をこれまで数多く実施している。また、グループ補助金の申請に際しては、地域や事業者の課題解決を図るグループ共同事業の計画認定が必要となるが、本会では、その共同事業計画策定について継続的に支援を行っている。今回の第 24 次公募に認定されたグループは下表の通りであり、そのうち下線を引いたグループは、本会の支援により認定を受けている。

なお第 1 次公募から第 24 次公募までの通算の採択状況は、208 グループが採択、1,562 事業者が交付決定を受けており、その補助金決定金額は 915 億円となっている。

グループ名（構成員数）	グループ代表者名	代表者所在地
<u>久慈沿岸地域建設復興グループ・白樺会（17 者）</u>	（株）青松	久慈市
大沢の海よ光れ（15 者）	鈴円商店	山田町
大船渡中心市街地新生グループ（56 者）	（有）三陸海苔店	大船渡市
大船渡地域水産・食品加工グループ けせん「食のパワーアップ」協議会（16 者）	及川冷蔵（株）	大船渡市
気仙地区自動車関連事業・いぶき会（10 者）	（株）高田自工	陸前高田市
陸前高田まちなか未来プロジェクトグループ（86 者）	（株）東京屋	陸前高田市

●第 25 次グループ補助金の公募について

岩手県では、6 月 15 日（月）から 10 月 9 日（金）までの期間で、第 25 次グループ補助金の公募を実施。本会では、グループ補助金制度説明会及び個別相談会を開催するほか、補助金申請に必要となる中小企業等グループ復興事業計画の策定支援を実施する。この件に関するお問い合わせは、本会連携支援部まで（TEL：019-624-1363）。



平成 29 年度補正「ものづくり補助金」採択企業の取組事例

本会が補助金交付窓口等の岩手県地域事務局となり実施した平成 29 年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金は、足腰の強い経済を構築するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援したものである。岩手県内では 94 件（98 事業者）が採択されており、その中から実施した取り組みを紹介する。

【白石食品工業株式会社】（盛岡市）

○事業計画名【石窯オープン導入による高品質食事系パンの新ブランド「Craft Bread」の立ち上げ】

材料と製法にこだわり抜いた、食事系パンの新ブランドを展開。ドイツ製石窯オープンを導入し、県産のもち性小麦「もち姫」を使った新食感の食パン「もち姫ブレッド」を開発。高品質な食事系パンの新ブランドの第一弾として販売。

○事業の概要とその成果：

当社は盛岡市と宮城県大和町に生産工場を構え、東北 6 県を販売エリアとしている。スーパーやコンビニを主な取引先とし、自社ブランドパンの製造販売やライセンス製品の製造卸売を行っている。しかし全国的に見て東北地方のパンの消費量は少なく、人口減少が進むなか、新しい事業に挑戦し、東北のお客様にパン食文化を浸透させていきたいと考えた。

当社では菓子パンの生産が 7 割を占めていることから、食事系パンの生産割合の引き上げを計画。そこで、本事業によりオイル石窯オープン（オイル循環式ラックオープン）を導入し、高品質な食事系パンのブランド立ち上げを計画した。導入した石窯オープンは、従来のように火力で直接パン生地を焼くものではなく、循環するサーモオイルを熱し、その輻射熱で焼成する仕組み。サーモオイルとオープン庫内の温度差が非常に小さいのが特徴で、オイルで温められたまろやかな輻射熱で焼き上げるため熱効率が良く、パンの表面が均一性に優れた焼きムラのない製品に仕上がる。数量も 1 回の焼成で従来オープンと比し 1.3 倍に増えた。新ブランド立ち上げにあたり、製造を担当する「クラフト課」を新設。通常の工場ラインとは一線を画し、当社オリジナルの菓子パン技術を生かし、体制を整えた。新ブランド第一弾として開発したのが「もち姫ブレッド」である。岩手県産の小麦であるもち姫、銀河のちから、ゆきちからを配合。もっちりとして喉通りの良い、他にはない味わいに仕上がった。販売開始以降は、お客様から「これまで食べたことのない味」と好評でリピーターも増加している。上質で安心な小麦を使い、石窯オープンで焼き上げた高品質な食事系パンを消費者に提供することにより、新規顧客層への浸透、ブランド力の強化、顧客満足度の向上を目指し、経営力向上につなげていきたい。



本事業で導入した石窯オープン



新設したクラフト課



開発した「もち姫ブレッド」



必ずチェックしましょう！

岩手県の最低賃金が改定されます（岩手労働局）

岩手県の最低賃金は令和2年10月3日（土）から793円に改定されます。（令和2年9月3日官報公示）

【岩手県の最低賃金】

1時間 793 円

（令和2年10月3日（土）改定発行）

【※現行790円 → 改定後793円（3円引上げ）】

【適用対象労働者】

全ての事業主は、雇用する労働者（パート労働者・アルバイト等を含む。）に最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

【対象となる賃金】

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。

【岩手県最低賃金と特定（産業別）最低賃金】

最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」が設定されており、特定（産業別）最低賃金については、現在、岩手地方最低賃金審議会において改正に向けた調査・審議が行われております。

◆詳細は、岩手労働局労働基準部賃金室へお問い合わせください。 TEL：019-604-3008

令和2年度地域別最低賃金 47都道府県の改定状況

順位	都道府県名	改定額(円)	順位	都道府県名	改定額(円)	順位	都道府県名	改定額(円)
1	東京	1,013	17	長野	849	33	山形	793
2	神奈川	1,012	19	福岡	842	33	愛媛	793
3	大阪	964	20	山梨	838	33	長崎	793
4	埼玉	928	20	奈良	838	33	熊本	793
5	愛知	927	22	群馬	837	33	宮崎	793
6	千葉	925	23	岡山	834	33	鹿児島	793
7	京都	909	24	石川	833	41	秋田	792
8	兵庫	900	25	新潟	831	41	鳥取	792
9	静岡	885	25	和歌山	831	41	島根	792
10	三重	874	27	福井	830	41	高知	792
11	広島	871	28	山口	829	41	佐賀	792
12	滋賀	868	29	宮城	825	41	大分	792
13	北海道	861	30	香川	820	41	沖縄	792
14	栃木	854	31	福島	800	※参照 厚生労働省 令和2年度 地域別最低賃金 答申状況		
15	岐阜	852	32	徳島	796			
16	茨城	851	33	青森	793			
17	富山	849	33	岩手	793			

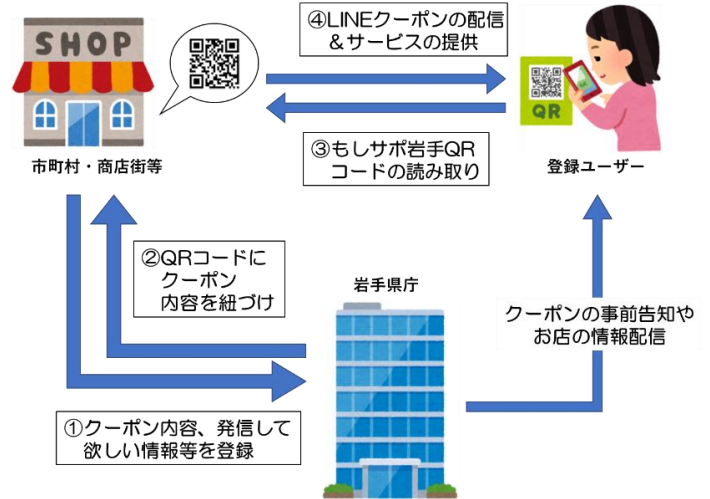


岩手県 — にぎわい創出サポートサービス『ビジサポ岩手』のご紹介 ～もしサポ岩手でお店のクーポン配信をお手伝い～

岩手県は、県公式 LINE アカウント「岩手県—新型コロナ対策パーソナルサポート」の「もしサポ岩手」を活用して、ソーシャルデータバンクの協力の下、お店に代わってクーポン配信をお手伝いする『ビジサポ岩手』がサービス開始となりました。

◆ 本サービスの流れ

- ① 各店舗で配信したいクーポンの内容や配信したい情報等について、各市町村・商店街において取りまとめた上で、県にご登録いただきます（登録料等は不要です）。
- ② 店舗の「もしサポ岩手」QRコードにクーポン配信機能を付与します。
- ③ 店舗利用者は店舗に用意された QR コードを読み取ります。
- ④ LINE クーポンが店舗利用者に配信され、お店側に提示するとサービスが提供されます。



図：ビジサポ岩手基本フロー

【利用上の注意】

- ・クーポンのみの利用など、本サービスに係る悪意のあるご利用については厳にご遠慮いただくようお願い致します。
- ・クーポン利用が可能かどうかについては店舗側の判断が優先されますので指示に従いますようお願い致します。

◆ 利用申請方法（事業者の方々へ）

各店舗で配信したいクーポンの内容や発信したい情報等について、各市町村・商店街において取りまとめた上で、県に申請をお願いします。「ビジサポ岩手」の利用申請をしたい旨と、配信したいクーポンの情報を指定のフォーマット（※）にご用意いただき、お問合せ先までご連絡ください。

【注意事項】

- ・各市町村・商店街等の単位で取りまとめたことしております。前広なご相談をお受けしますので、まずお電話等ください。また、クーポン配信の少なくとも2週間前には県への登録等をお願い致します。
- ・感染拡大防止の観点から、利用にあたっては「もしサポ岩手」の登録、チラシ・ポスター掲示が申請にあたっての条件としております。

※フォーマットは県公式ホームページよりダウンロードいただけます。

また、フォーマット送付の際には、使用した画像ファイル(.png)も添付の上、ご連絡をお願いします。

◆ クーポンの配信方法

申請いただいた情報を基に、クーポン配信用の「もしサポ岩手」QRコードが添付されたチラシが申請店舗に送付されます。（右図サンプル参照）

店舗にチラシを掲載等していただき、QRコードを読み取ることで店舗利用者にクーポンが配信されます。また、岩手県 LINE アカウント登録者3万人以上へ情報のプッシュ型配信も可能です。その他の広報宣伝の内容は市町村、商店街等との相談となります。



サンプルチラシ

<お問合せ先> 岩手県庁保健福祉部医療政策室 医療情報担当

TEL：019-629-5487 FAX：019-626-0837 E-Mail：AD0002@pref.iwate.jp

※ メール の 件名 は 「【ビジサポ岩手】利用登録申請」としてください。



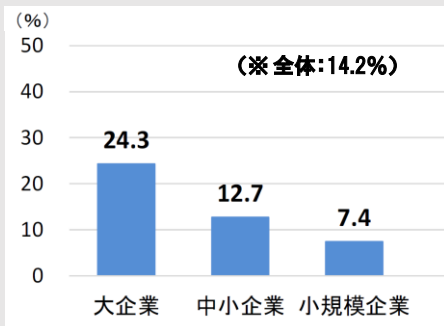
BCP (事業継続計画) の策定状況と取組事例

近年、地震などの災害リスクに加え、台風や豪雨による風水害リスクも増加傾向にあります。また、新型コロナウイルスをはじめとした感染症などのリスクにも備える必要が出てきました。こうしたリスクによる企業活動への影響を想定し、対応策等を事前に準備しておくことが、事業の継続のみならず、企業価値を高めていくためにも重要となっています。そこで、本稿では、BCP (事業継続計画) の策定状況と取組事例等についてご紹介いたします。

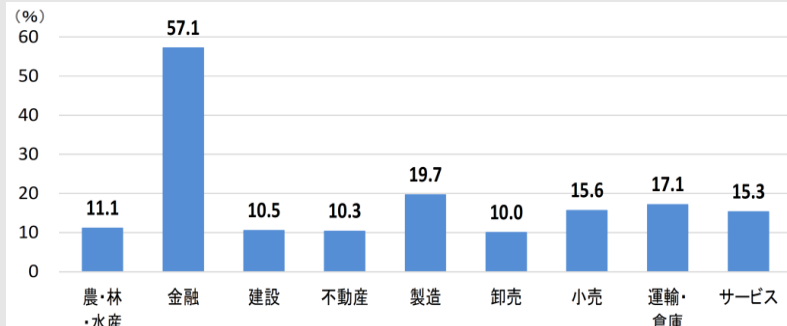
東北6県におけるBCPの策定状況

(株)帝国データバンク仙台支店では、BCP に対する東北6県企業の見解についての調査結果を公表した (調査期間は、2020年5月18日～31日、調査対象は1,556社で、有効回答企業数は823社)。以下、その結果を一部抜粋したものである。BCPを策定している割合を規模別でみると「大企業」は24.3%と全体(14.2%)を大きく上回っている。しかし「中小企業」は12.7%、とりわけ「小規模企業」では7.4%と1割未満にとどまっている。業界別では「金融」が57.1%と突出して高く、次いで「製造」が19.7%、「運輸・倉庫」が17.1%となっている。

BCPを策定している割合(規模別)



BCPを策定している割合(業界別)



資料: (株)帝国データバンク「事業継続計画(BCP)に対する東北6県企業の意識調査(2020年)」(https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/s200603_10.html)

想定しているリスクは、新型コロナウイルスの影響を背景に「感染症」が74.9%、前年比49.6ポイントの急増でトップとなった。次いで前年トップだった「自然災害」(72.1%)が続き、上位2つが7割を超えた。事業中断リスクに備えた実施・検討内容としては、「従業員の安否確認手段の整備」が67.1%でトップとなった。次いで、「緊急時の指揮・命令システムの構築」(50.0%)、「情報システムのバックアップ」(48.0%)、「事業所の安全性確保」(38.7%)が続いた。前年比では「事業中断時の資金調達」(28.6%)が10ポイント以上伸びている。

事業の継続が困難になると想定しているリスク(複数回答)

	(%)	
	2020年5月調査	2019年5月調査
1 感染症(インフルエンザ、新型ウイルス、SARSなど)	↑ 74.9	25.3 (9)
2 自然災害	↑ 72.1	69.8 (1)
3 取引先の倒産	↑ 38.7	36.7 (3)
4 設備の故障	↓ 33.7	41.2 (2)
4 火災・爆発事故	↑ 33.7	31.0 (6)
6 物流の混乱	↑ 31.7	23.7 (11)
7 取引先の被災	↑ 30.4	28.6 (7)
8 情報セキュリティ上のリスク	↓ 27.6	36.3 (4)
9 情報漏えいやコンプライアンス違反の発生	↑ 26.6	26.1 (8)
10 自社業務管理システムの不具合・故障	↓ 24.6	33.1 (5)
11 経営者の不測の事態	↓ 21.6	24.5 (10)
12 製品の事故	↑ 18.8	18.4 (12)
13 戦争やテロ	↑ 14.3	9.0 (13)
14 環境破壊	↓ 6.8	6.9 (14)
その他		2.3 1.6

注1: 矢印は、2019年5月調査より回答割合が高い(低い)ことを示す
 注2: カッコ内は2019年5月調査時の順位
 注3: 母数は、事業継続計画(BCP)を「策定している」「現在、策定中」「策定を検討している」のいずれかを回答した企業398社。2019年5月調査は245社

事業中断リスクに備えた実施・検討内容(複数回答)

	(%)	
	2020年5月調査	2019年5月調査
1 従業員の安否確認手段の整備	↓ 67.1	73.5 (1)
2 緊急時の指揮・命令システムの構築	↓ 50.0	51.8 (3)
3 情報システムのバックアップ	↓ 48.0	59.6 (2)
4 事業所の安全性確保	↓ 38.7	41.2 (4)
5 災害保険への加入	↑ 38.2	35.1 (5)
6 調達先・仕入先の分散	↑ 37.2	30.6 (6)
7 多様な働き方の計画		29.9 - -
8 事業中断時の資金計画策定	↑ 28.6	14.3 (9)
9 生産・物流拠点の分散	↑ 19.8	13.1 (11)
10 代替生産先・仕入先・業務委託先・販売場所の確保	↓ 17.3	18.8 (8)
11 業務の復旧訓練	↓ 17.1	20.8 (7)
12 物流手段の複数化	↑ 14.8	13.5 (10)
13 予備在庫の確保	↑ 13.8	11.0 (12)
その他		2.3 2.9

注1: 矢印は、2019年5月調査より回答割合が高い(低い)ことを示す
 注2: カッコ内は2019年5月調査時の順位
 注3: 「多様な働き方の計画」は今回調査から選択項目に追加
 注4: 母数は、事業継続計画(BCP)を「策定している」「現在、策定中」「策定を検討している」のいずれかを回答した企業398社。2019年5月調査は245社

資料: (株)帝国データバンク「事業継続計画(BCP)に対する東北6県企業の意識調査(2020年)」(https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/s200603_10.html)

組合及び企業におけるBCP策定、活用等の取組事例

河内長野管工事業協同組合（大阪府河内長野市）

地震、台風及び豪雨、新型ウイルスによるパンデミックにリスクを分類、想定される事態に備え対策を実施

河内長野管工事業協同組合（組合員7名、出資金3,216万円）は、河内長野市水道局から修繕工事などの共同受注事業をメインに活動している。昭和63年10月に官公需適格組合の証明を取得し、それ以降同水道局から随意契約で仕事を受注するなど、信頼度が高い組合である。

平成30年6月の大阪北部地震、同年7月の西日本集中豪雨、同年9月の台風21号の発生により、当組合も少なからず影響を受けた。これを踏まえ、当組合では、BCPを策定することが喫緊の課題であると考え、中央会の支援事業を活用し事業計画の策定に着手。策定にあたっては、水道局との随意契約の継続受注を目指すとともに、組合に不測の事態が生じた時、迅速に対応できる体制構築を目的とした。

組合の所在地等を勘案した結果、地震、台風及び豪雨、新型ウイルスによるパンデミックにリスクを分類。想定する災害によって引き起こされる被害をヒト・モノ・カネ・情報の経営資源別に分類した上で、そのリスクを回避、または軽減する方法として、対策を講じることとした。例えば、ヒト(人員)については、事務局員の帰宅困難等が発生した場合に備えて、3名・3日間分程度の保存食・水、毛布、ヘルメット、簡易トイレなどを組合事務所、並びに組合員企業に備蓄することや、電話等の通信手段が停止した場合に備えて、安否確認手段として、現在の緊急連絡網に加え、グループLINEを設けることを定めた。

介護サービスげんき企業組合（宮城県宮崎市）

理事長がリーダーシップをとり少人数プロジェクトでBCPを策定、組合運営の安定・向上を目指す

介護サービスげんき企業組合（組合員4名、出資金80万円）は、住宅型有料老人ホーム、デイサービスセンターなどの施設を運営し介護サービスを提供する組合である。東日本大震災をきっかけに防災意識が高まり、代表者自らBCP策定をテーマとしたセミナーをいくつか受講したが、必要となる知識が非常に多く、策定に向けてのハードルが高いことを痛感した。そこで、中央会に相談したところ、補助事業の活用を提案されたことから、今後の組合運営の安定・向上を図るためにBCP策定に取り組むこととした。

中央会の補助事業を活用し、BCPに精通した専門家を招聘して全8回の研究会を開催。代表理事を中心に、各部門の責任者をプロジェクトリーダー及びメンバーとした少人数の「BCPプロジェクト」を構成し、機動性の確保に努めた。各研究会では、専門家のコーディネートのもと議論を重ねた。当組合の業務や経営資源、想定被害等を洗い出し、発災前後の具体的な対応策や推進体制等についてBCPとして策定。成果の主な要因としては、中央会の補助事業を活用したことで低コストによりBCPを策定できたこと、代表理事がリーダーシップをとって少人数の「BCPプロジェクト」を構成して事業を推進したことが挙げられる。



避難訓練(安否確認と総合説明)様子

サクラファインテックジャパン株式会社（東京都中央区）

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ「感染症BCP」に基づきテレワーク等の感染症対策を速やかに実施

サクラファインテックジャパン株式会社（従業員170名、資本金9,900万円）は、医療用機械器具の製造・販売を手掛けている。2013年の風疹の流行を踏まえ、同年から、会社の全額費用負担で、風疹・インフルエンザワクチンの社内での集団予防接種を実施。2016年10月には「感染症に係る業務継続計画」（以下「感染症BCP」）を策定。同社の感染症BCPでは、インフルエンザやノロウイルスのほか、中東呼吸器症候群（MERS）なども想定している。感染症BCPの策定後は、東京都が提供している教材も活用しつつ、感染症が流行した際取るべき行動について、従業員への周知に努めた。

そして2020年、新型コロナウイルスが発生。感染症流行時取るべき行動を事前に把握できていた同社では、感染症BCPに基づき、すぐに発熱者の入社禁止などの措置を開始。メール、電話会議システム、チャットアプリを活用したテレワークを推奨した。各部門内でチームを編成し、チームごとにオフィスと自宅とで勤務場所を分けてシフトを組むことで、感染予防と業務継続の両立を図った。さらに、働き方改革の一環として導入していた時差勤務制度を拡充し、部門ごとに通勤時間を割り振ることで、感染リスクの低減を図った。



社内集団予防接種の様子



中小企業組合検定試験のお知らせ

中小企業組合士とは…

中小企業組合検定試験に合格し、かつ組合等での実務経験が3年以上ある方に与えられる資格です(全国中小企業団体中央会により認定)。検定試験の内容は、事務局運営をスムーズに行うために必要な基礎的、実務的知識について行われます。

現在、全国で約3,000名の方が、中小企業組合士として組合(事業協同組合、商工組合、信用組合、企業組合、協業組合など)はもちろん、商工組合中央金庫、中小企業団体中央会等それぞれの分野で活躍しています。

中小企業組合士は、まさに組合運営のエキスパートです。

あなたの
チャレンジを
期待しています

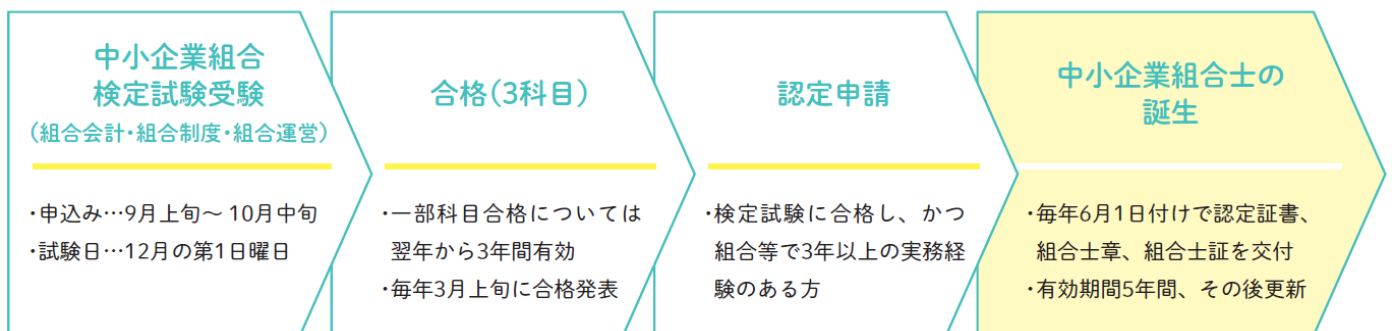
組合役員の方へ

いま、中小企業組合はガバナンスの充実が求められており、組合員はもちろん、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすためには、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要です。中小企業組合士は組合の業務を執行する役員、実務を担う職員の方々すべてに挑戦していただきたい資格です。

■中小企業組合検定試験概要

試験科目	組合会計、組合制度、組合運営 一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます。
試験日	令和2年12月6日(日) ※詳しくは「中小企業組合検定試験のご案内(願書)」をご覧ください。
試験地	札幌・青森・仙台・郡山・さいたま・東京・静岡・名古屋・大阪・岡山・広島・山口・福岡・鹿児島・那覇
受験料	6,600円(消費税込み) ※一部科目免除者については、5,500円(二科目受験)、4,400円(一科目受験)。
受験申込	願書に受験料を添えて、最寄りの中小企業団体中央会(願書の裏面一覧表参照)へお申し込み下さい。
願書受付期間	令和2年9月1日(火)～10月15日(木)
合格発表	令和3年3月1日
中小企業組合士の 手続き	試験合格者には全国中小企業団体中央会から組合士認定申請についてご連絡いたします。

中小企業組合士が誕生するまでの通常の流れ



詳しくは全国中央会のホームページをご覧ください。

中小企業組合検定試験のご案内 (URL : <http://www.chuokai.or.jp/test/test.htm>)

<お問合せ先>

岩手県中小企業団体中央会 統括管理部

TEL : 019-624-1363

FAX : 019-624-1266



熊本青果食品商業協同組合 組合の未来を切り拓く I T を活用した業務効率化推進

組合概要

住所	〒860-005 熊本県熊本市西区田崎町380 市場会館1F		
設立	昭和28年12月	出資金	2,820千円
主な業種	小売業	組合員数	282人
電話番号	096-323-2721	URL	http://www.kumakyou.com

■背景・目的

地域密着型の事業を営んできた小規模企業は年々厳しい経営状況となっており、後継者不在等で小規模組合員の廃業・退会も増加傾向にあるなか、こうした現状を改善し、組合員の経営力向上を支援していくことが組合の重要課題となっていた。これらの状況を打開するため、組合では、国の補助・支援事業である「中小企業活路開拓調査・実現化事業」（組合等情報ネットワークシステム等開発事業）を活用して2年間にわたり調査・研究を行い、組合及び組合員の経営課題を解決するため新たなITシステムを導入した。

■取組手法と内容

新代行払いシステムを開発するとともに、ネットワーク環境のない組合員でも事務局内に設置した端末で情報の検索や印刷ができ、また、ネットワーク環境がある会社や自宅では、当日の最新情報や取引履歴、残高照会などがPCやスマートフォン、iPadなどで閲覧・確認できる「組合情報ネットワークシステム」を構築した。

【新代行払いシステムの構築・整備】

- ・組合向け：現行の代行払システムを改良し、青果買上代金の支払代行、賦課金等のその他請求代行、共同積立金管理、完納奨励金管理機能の導入及び市販会計ソフト(弥生会計)の導入。
- ・組合員及び荷受/仲卸向け：WEB代行払システム(荷受仲卸向けに売上金の入力・請求情報の集計結果検索、組合員向けに買上金額の検索・出力、完納奨励金の検索・出力、共同積立金の検索・出力、取扱高の検索・出力、保証金残高の確認)機能の導入。
- ・取引情報を分析加工し、必要な情報を抽出できるように整備することで組合員の経営支援に活用。

【組合ホームページによる情報の提供】

組合事務局からのお知らせやセミナー開催情報、イベント案内が発信できる「公式ホームページ」を開発するとともに、台風や地震時等の市場の休場決定など緊急時の告知が可能な「一斉送信メール」を導入。

【高度情報化社会に対応できる組合員の育成】

上記のITを活用した導入システムの有効活用を図るべく、高度情報化社会に対応できる人材を育成するため、組合員を対象としたIT活用講習会等を開催。

■成果とその要因

ITを活用した新代行払いシステムや販路開拓方法の構築・運用にあたり、組合員の未来を拓く低コスト・効率的で利用しやすい情報の受発信を可能とするという明確な基本方針のもと、意向調査による組合員ニーズの把握と、それに基づく新システム導入提案書の作成、更にシステム構築と段階的に構想を実現した。



新システム活用の様子



新代行払いシステム



1. 全国の景況

(全国中小企業団体中央会令和2年8月25日発表)

新型コロナウイルスの発生により、2月以降、DIは大きく悪化していたが、緊急事態宣言の解除による経済活動の再開により、6月以降上向き傾向が見られる。各種補助金や緊急融資の効果、各地域での独自の対策やキャンペーンによる効果が聞こえてきている。ただし、DI数値は引き続き停滞しており、足元の感染者が増加していることから、再び経済活動が停滞する懸念もある。業主を問わず、新型コロナウイルスの影響が長引くにつれ、経営が圧迫され、先行きを不安視している声も増えている。

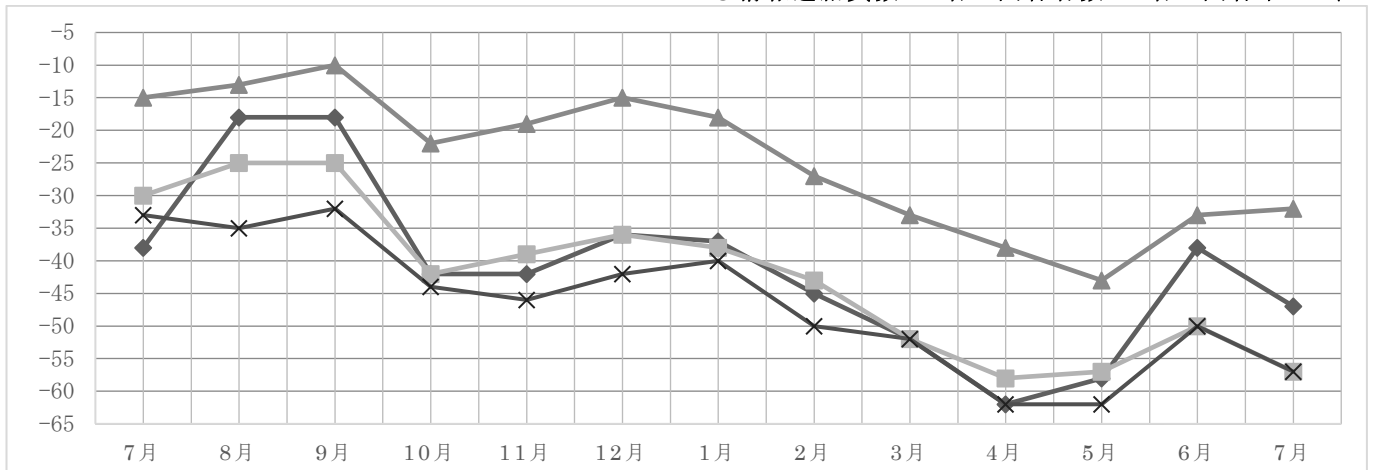
2. 景況天気図（県内）…令和2年6月と令和2年7月のDI比較

令和2年 7月分	全産業			製造業			非製造業			30以上
	6月	7月	前月比	6月	7月	前月比	6月	7月	前月比	
売上高	 △ 38	 △ 47	9P↘	 △ 43	 △ 52	9P↘	 △ 36	 △ 44	8P↘	△9~9
在庫数量	 △ 12	 △ 12	0P→	 0	 △ 5	5P↗	 △ 24	 △ 19	5P↘	△10~△29
販売価格	 △ 5	 △ 10	5P↘	 0	 △ 10	10P↘	 △ 8	 △ 10	2P↘	△30~△49
取引条件	 △ 15	 △ 17	2P↘	 0	 △ 10	10P↘	 △ 23	 △ 21	2P↗	△50以下
収益状況	 △ 50	 △ 57	7P↘	 △ 48	 △ 52	4P↘	 △ 51	 △ 59	8P↘	
資金繰り	 △ 33	 △ 32	1P↗	 △ 29	 △ 29	0P→	 △ 36	 △ 33	3P↗	
設備操業度	 △ 29	 △ 38	9P↘	 △ 29	 △ 38	9P↘	—	—	—	
雇用人員	 △ 20	 △ 20	0P→	 △ 19	 △ 24	5P↘	 △ 21	 △ 18	3P↗	
業界の景況	 △ 50	 △ 57	7P↘	 △ 52	 △ 62	10P↘	 △ 49	 △ 54	5P↘	

DI (Diffusion Index) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いた指数のこと。

3. 全産業（県内）…令和元年7月～令和2年7月 DI 推移（売上高・収益・資金繰り・景況）

○情報連絡員数 60名・回答者数 60名・回答率 100%



令和2年7月 DI 《 ◆…売上 -47 ■…収益 -57 ▲…資金繰り -32 ×…景況 -57 》

4. 各業種の概況（県内）…令和2年7月分

◇パン製造業

社会活動やイベント等の自粛など、業界全体がかなりの影響を受け、戸惑いを隠せない。

リテールでは食パンの売行きが異常なほどで、コロナ禍の社会現象の一端が現れているようである。

◇めん類製造業

贈答品、土産品、外食向け業務用品の売上の減少が止まらない。

◇菓子製造業

例年お盆の帰省客等の土産品需要で繁忙期となるが、本年は新型コロナウイルスの影響により、大きく需要が低下する見通しとなっている。

◇一般製材業

合板工場は減産体制を継続、スギ材に加え、カラマツ材、アカマツ材の受け入れも制限された。

◇木材チップ製造業

紙パルプの需要停滞に加え新型コロナウイルス感染拡大により、在宅勤務、テレワーク、オンライン化等、経済、生活様式が大きく変化しており、一段とペーパーレスが進行している。

◇家具装備品製造業

イベントの中止や大手百貨店の営業自粛により、3月以降の受注が激減している。

◇印刷・同関連業

市町村のクーポン、GOTOトラベル等一部では回復の兆しが見えるが、印刷物全般的には未だ厳しい状況にある。

◇生コンクリート製造業

国際スクールや地熱発電等の民需が活発な県央地区が増加、他地区は減少。全体では公共事業、民間投資とも低調であった。

◇銑鉄铸件製造業

国内主要観光地の小売店、首都圏等のアンテナショップ及び日用品小売店での南部鉄器需要はコロナ感染第2波により低迷した。

◇金属製品製造業

良くなる兆しが見えない状況、組合員は雇用調整助成金等を利用し耐えている状態が続いている。

◇一般機械器具製造業

依然として受注量確保に苦慮している。

◇野菜果実卸売業

非常事態宣言が解除され、飲食店の動きも少しづつ上向いていたが、天候不順の影響で野菜・果物の作柄不良のため入荷量が減少し単価が上昇、取扱金額は伸びているが利益率は減少となった。

◇農業機械小売業

展示会等が中止となり、秋には繁忙期に入るが依然として不透明な状況が続いている。

◇燃料小売業

新型コロナウイルス感染拡大による大幅な急落からの反発急騰が維持される形となった。

◇酒・調味料小売業

一般酒販店では、以前は地域の集まり等に酒類の納入があったものの、現在は飲食を伴わない集まりになっているため、酒類の納入が見込めない状況。

◇野菜・果実小売業

全国的な豪雨被害と県内では日照不足による生育障害で単価高。天候不順による影響が大きい。

◇家庭用機械器具小売業

低温長雨・集中豪雨という最も悪いパターンになり、少し期待をもちかけた景気がしぼんだ。

◇食肉小売業

ホテル・飲食店へ納入する卸売業は大幅に減少、家庭内飲食が増加で小売業は増加に転じる。

◇各種商品小売業

レジ袋有料化以降エコバックを使った万引きの懸念が増加、組合全体で対策をしていきたい。

◇商店街（盛岡市）

長引く梅雨、冷夏及び新型コロナウイルス感染者増加の影響を受け、売上・来街者数とも減少した。

◇自動車整備業

車検の減少が見込まれる年に加えて、新型コロナ禍による車両の稼働状況、ユーザーの維持経費の削減傾向等もあって売上に響いている。

◇旅館業

コロナ禍の影響は継続中。一部都市圏のコロナ感染拡大を受け、旅行マインドは低下中である。

◇旅行業

GoToトラベルキャンペーン利用による実績も散見されるが、コロナ感染が続く現状では、攻めにも転ずることは難しく、期待が大きかった分、残念な結果が続いている。

◇土木工事業

遅れていた現場への供給が開始となり今後も推移すると思われるが新規需要も薄く、大きな変動は見込めない。

◇一般乗用旅客自動車運送業

夏場の祭事やイベントが見送られ、お盆帰省にも期待は持てない状況から、組合員の企業収益は相当厳しくなることは必至である。

新春中央会組合トップセミナーのご案内

下記日程にて、新春恒例となっております新春中央会組合トップセミナーを開催致します。

- 開催日時 令和3年1月7日(木) 14:30～
- 開催場所 メトロポリタン盛岡ニューウイング(盛岡市盛岡駅前北通2-27 TEL:019-625-1211)

※大会全体の詳細につきましては、後日改めてご案内致します。 ○担当:企画振興部 TEL:019-624-1363

感染症対策BCPセミナーのご案内

本会では、新型コロナウイルス感染症が企業活動に様々な影響を及ぼすとともに、新たなリスク対策への取組みが必要とされている状況を踏まえ、下記日程にて「感染症BCP(事業継続計画)セミナー」を開催致します。

- 開催日時 令和2年10月16日(金) 13:30～15:00
- 開催場所 アートホテル盛岡(盛岡市大通3丁目3番18号 TEL:019-625-2131)
- 内容 テーマ:「中小企業の新型コロナウイルス感染症への対応
～ 感染症リスクに備えたBCP策定のポイント～」

講師:MD&ADインターリスク総研株式会社 専門コンサルタント

※講師はオンラインを活用した「リモート出演」により講演を行います。

- 対象 会員組合及び組合員企業の役職員等(定員:30名)
- 申込方法 本会HPをご参照ください(URL:<https://www.ginga.or.jp/>)

※先着順で定員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。申し込み多数の場合、人数の調整をお願いする場合がありますのでご了承願います。 ○担当:企画振興部 TEL:019-624-1363

いわて花巻空港の令和2年度下期ダイヤ改正のお知らせ

いわて花巻空港の定期便のダイヤが令和2年10月25日(日)から改正されます。

いわて花巻空港からは、札幌、名古屋、大阪、福岡への直行便が運航されています。

現在は運休中ですが、毎週水・土曜日には、台北と上海の間に国際定期便が運航されています。詳しい運行情報については、直接各航空会社にお問い合わせ下さい。

定期便時刻表

2020年10月25日～2021年3月27日

いわて花巻		札幌(新千歳)		いわて花巻		いわて花巻		大阪(伊丹)		いわて花巻	
便名	出発	到着	便名	出発	到着	便名	出発	到着	便名	出発	到着
JAL2830	9:00	⇒ 10:00	JAL2831	7:45	⇒ 8:45	JAL2180	9:20	⇒ 10:50	JAL2181	7:05	⇒ 8:30
JAL2832	15:05	⇒ 16:10	JAL2833	13:30	⇒ 14:30	JAL2184	12:10	⇒ 13:40	JAL2183	10:20	⇒ 11:40
JAL2838	17:15	⇒ 18:10	JAL2839	15:45	⇒ 16:40	JAL2186	16:05	⇒ 17:35	JAL2185	14:10	⇒ 15:35
						JAL2190	18:50	⇒ 20:30	JAL2187	16:45	⇒ 18:05
いわて花巻		名古屋(小牧)		いわて花巻		いわて花巻		福岡		いわて花巻	
便名	出発	到着	便名	出発	到着	便名	出発	到着	便名	出発	到着
FDA352	9:00	⇒ 10:25	FDA351	7:15	⇒ 8:25	JAL3526	14:10	⇒ 16:20	JAL3523	11:45	⇒ 13:35
FDA354	12:35	⇒ 14:00	FDA353	10:50	⇒ 12:00						
FDA356	16:20	⇒ 17:45	FDA355	14:35	⇒ 15:45						
FDA358	18:40	⇒ 20:05	FDA357	16:55	⇒ 18:05						
いわて花巻		台北(桃園)		いわて花巻		いわて花巻		上海(浦東)		いわて花巻	
便名	出発	到着	便名	出発	到着	便名	出発	到着	便名	出発	到着
IT259	17:25	⇒ 20:45	IT258	11:50	⇒ 16:10	MU230	15:10	⇒ 17:55	MU229	9:50	⇒ 14:10

※水・土曜日の毎週2往復運航。(土曜日10分遅着)
※2020.3.4～12.31運休。運航再開は未定。

※水・土曜日の毎週2往復運航。
※2020.2.8～10.24運休。運航再開は未定。

※令和2年9月4日現在の情報です。

岩手県中小企業団体中央会 主要日誌 令和2年8月分

岩手県中央会主な実施事業等		8月19日	岩手県地域人材育成協議会
8月7日	中央会第2回三役会	8月21日	岩手地方最低賃金審議会第2回特別小委員会
8月21日	中央会第3回理事会	8月25日	岩手地方最低賃金審議会本審
関係機関・団体主催行事への出席等			県北広域産業力強化促進事業費補助金採択審査会 貸付審査委員会【書面審査】
8月7日	岩手地方最低賃金審議会本審		
8月18日	岩手地方最低賃金審議会第1回特別小委員会		